第2次栗東市立図書館基本的運営方針

令和4(2022)年 4 月 栗東市立図書館

目 次

- 第1章 第2次栗東市立図書館基本的運営方針の策定
 - 1. 基本的運営方針策定の目的
 - 2. 基本的運営方針の位置付けと計画期間
- 第2章 栗東市立図書館基本的運営方針(平成29年~令和3年)の成果及び 課題
- 第3章 栗東市立図書館のめざす姿
 - 1. 基本的運営方針
 - 2. 基本サービス
 - 3. 計画期間中の重点施策
 - 4. 計画期間中の本館の重点施策
 - 5. 計画期間中の西館の重点施策
 - 6. 職員体制

第4章 目標設定と評価

第1章 第2次栗東市立図書館基本的運営方針の策定

1. 基本的運営方針策定の目的

栗東市立図書館(以下「本館」(注1)という。)は昭和62(1987)年7月に開館し、同年9月には市内全域へのサービスとして、移動図書館みどり号の運行を中央公民館から引継ぎ再開しました。平成14年4月には広域(当時の草津市、守山市、野洲町、中主町)での貸出による利用拡大を図り、平成18年2月には栗東市立栗東西図書館(以下「西館」(注2)という。)を開館するなど、図書館サービスの充実を進めてきました。

しかし、新幹線新駅建設中止後の市財政の急激な悪化に伴い、平成21年度からの財政再構築プログラム等の実施により市事業全般にわたる見直しが行われました。栗東市立図書館(注3)(「本館」と「西館」の両館を含んだ全体の図書館を示す。)では、移動図書館みどり号の廃止や開館日の縮小等サービスの大幅な変更を行い経費の削減を図ってきました。

平成25年3月には個人の寄付による基金をもとに小林児童文庫を開設して 児童図書の充実に努めています。

平成29年には「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」で示された図書館計画に基づき「栗東市立図書館基本的運営方針」(平成29年~令和3年。以下「第1次方針」という。)を策定し、サービスの実現に向けて取り組んできました。

第1次方針では、開館以来、市民の求める資料や情報を提供しながら、読書要求に応えることを最も重要な役割として「貸出サービス」を行ってきた栗東市立図書館の方向性を改めて示し、その具現化のためのサービス指標を目標項目として設定し、外部評価を実施してきました。

しかし、令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館を 実施するなど、新たな生活習慣の中で図書館サービスに取り組むこととなり、図 書館が目指す姿への道のりが大きく変わる中での図書館運営を余儀なくされま した。

他にも、出版状況や人々の生活スタイルが急激に変わる中、図書館の資料、情報の提供のあり方も転換期を迎えています。

そのような中でこそ図書館は、市民が直面する課題に対して様々な情報提供

を行い、市民自らが判断するために必要な学習機会の提供や環境整備に取り組むことが必要です。

これらを踏まえ、「第2次栗東市立図書館基本的運営方針」(以下、「第2次方針」という。)では、第1次方針の成果と課題を検証し、今後の栗東市立図書館の図書館像を描き、図書館サービスの基本的な方針を明らかにすることを目的とするものです。

- 2. 基本的運営方針の位置付けと計画期間 この基本的運営方針は、
- · 図書館法 (昭和25年法律第118号)
- ・図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年12月19日,文部科学 省告示第172号)
- ・子ども読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号) 等の関係法令等に基づき、
- 第六次栗東市総合計画(令和3年4月~令和13年3月)
- 第3期栗東市教育振興基本計画(令和2年度~令和6年度)
- · 栗東市文化振興計画 (平成30年度~令和3年度)
- ・第3次栗東市子ども読書活動推進計画(令和2年度~令和6年度)
- と整合を図り策定するものです。

期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

第2章 栗東市立図書館基本的運営方針(平成29年~令和3年)の成果及び 課題

第1次方針の中で、本館、西館、更に全体の課題として挙げた6項目の成果と 課題の検証を行いました。

(1) 本館施設の改修について

施設は開館30年を超え、大規模な改修が必要となっていました。厳しい市 財政状況の中ですが、平成29年度から2ヵ年にわたり外壁タイル及び屋上防 水工事、令和元年度には空調設備改修工事を実施しました。引き続き年次的な 改修工事を実施していく必要があります。

(2) 西館の閲覧スペースの拡充

平成30年度から3か年計画で閲覧スペースの拡充に向けて取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、3密(密集、密接、密閉)回避が推奨され、居場所としての図書館利用を制限するとともに、拡充についても中断することとなりました。コロナ禍の終息を待ち、改めて取り組む予定です。

(3) 本館と西館の機能の役割の明確化

第1次方針では本館、西館それぞれの役割を明確化し、本館は中央館としての機能を備え調査研究に対応する資料の充実を図り、西館は地域性を鑑み利用 実態に合わせた運営に取り組むこととしています。

本館では、特に調査の多い郷土資料の書架の拡充、資料の収集整理に取り組み、レファレンスサービス(注4)の充実を図りました。

西館では、令和元年度に策定した「栗東西図書館のあり方」に基づき、新たに、生活に身近なジャンルで構成した「暮らしの棚」や、持参した飲み物を持ち込んで休息できる「オアシススペース」の設置など、資料、施設の両面から利便性の向上に努めました。

(4) 開館日及び開館時間

開館以来月曜日を休館日としてきましたが、財政再構築プログラムにより平成21年度から月曜日、火曜日の週2日を休館日として運営しています。近隣市図書館の休館日が週1日であることから、市民から休館日が多いとのご意見が多く寄せられており、市民サービスの充実を図るため火曜日の開館を検討してまいりました。しかしながら、開館日拡大のための職員の増員は大きな課題であり、引き続き開館時間、開館日の見直しについて取り組んでいく必要があります。

(5) 子ども読書活動の推進

図書館は子どもへのサービスとして、館内での貸出、読書案内にとどまらず、

地域、学校、園での読書活動の支援に取り組んでまいりました。

地域に対しては、ボランティアへの支援活動として、子ども文庫図書の購入 支援、読み聞かせボランティア養成講座の実施などに取り組みました。

また学校、園への支援として読み聞かせ研修等を実施しました。

(6) 市民との協働

図書館では、りっとうおはなしグループめるへん、おはなしグループタンタン、音訳グループたんぽぽ、図書館ボランティアマロンの4つのボランティアグループが活動しています。各団体はそれぞれの活動内容について研修を行い、図書館と連携して活動を進めてきました。

しかし、令和2年度はコロナ禍の影響を受け、活動の一部自粛を余儀なくされる事態となりました。各団体と情報共有や活動内容の協議を重ねながら、引き続き連携に取り組んでいく必要があります。

第3章 栗東市立図書館のめざす姿

第1次方針(平成29年~令和3年)で目指した課題に対しては、引き続き第2次方針でも取り組みますが、社会情勢の大きな変化として、令和2年度に始まった新型コロナウイルス感染症の世界的大流行は、図書館運営に大きな課題を突き付けることとなりました。特に西館では、高齢者の滞在型の利用が多く、コロナ禍により閲覧スペース拡充の計画が中断される中、感染防止を図りながら館内での利用環境を保障するため、椅子、机の配置の工夫など、模索を重ねています。

このような状況を踏まえて、第2次方針では、「(仮) 栗東市読書バリアフリー基本計画」の策定に取り組みます。令和元年に制定された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」により、図書館が読書困難な市民に対して果たす役割はますます重要になっています。この法律では、市町村に対し、地域の実情を踏まえて施策を策定し、実施していくことを求めており、令和3年度に策定が予定されている県の計画を踏まえて、市としての計画策定に取り組みます。

また、障がいの有無にかかわらず市民に読書機会を提供することは図書館の

基本的な使命です。子どもから高齢者までのすべての市民が本に親しみ読書の 喜びを享受するための図書館サービスに取り組みます。

令和8年度には、現在使用する図書館システムの契約終了により、新たな図書館システム導入時期を迎えます。新システムでは、蔵書管理にICタグ(注5)導入を検討します。これにより、自動貸出機を利用した非接触の貸出サービスと同時に、合理的な蔵書管理が可能になります。システム導入までには、約30万冊の蔵書に対してICタグの貼付け、データ入力が必要となるため、新システム導入までの数ヵ年による計画的な取組みが必要となります。

新型コロナウイルス感染症の流行終息までにどれほどの時間がかかるのか、 先の見えない状況が続きますが、今やるべきことを見失わず丁寧に取り組む、と いう基本に立ち返り、市民の生活を支え、役立つ図書館で有り続けるための図書 館サービスに取り組みます。

1. 基本的運営方針

図書館サービスを通じて教育と文化の向上に貢献し、人権を尊重するまちづくりを目指します。そのためにも、収集蓄積した資料を提供する環境を整え、読書活動や生涯にわたる自主的な学習を支えます。

- ○市民一人ひとりの自主的な生涯学習を支えます
- ○暮らしや仕事の課題解決を支援します
- ○学校、家庭、地域と連携して子どもの読書活動を推進します
- ○郷土の歴史や行政資料を収集、保存、提供します
- ○市民との協働により、図書館運営や活動の充実に努めます
- ○図書館利用が困難な人を支援します

2. 基本サービス

第2次方針では、第1次方針での成果を踏まえ、次の図書館サービスを実施します。

(ア) 図書館資料

- ・「栗東市立図書館資料収集方針」に基づく資料収集
- ・郷土資料、行政資料の収集

(イ)貸出及び資料提供

- •貸出、予約、リクエストサービスの充実
- ・新刊案内等の情報提供

(ウ) レファレンスサービス

- ・レファレンス資料の収集
- ・レファレンス業務のための職員研修の実施

(エ) 子ども読書活動の推進

- ・「第3次栗東市子ども読書活動推進計画」に基づく施策の実施
- ・学校、園との連携強化

(オ) 図書館利用が困難な人への支援

- ・点訳図書、音訳図書、CDブックの充実
- ・ボランティアの協力による対面朗読等の充実
- ・外国人へのサービスの充実

(カ) その他サービス

- ・ヤングアダルト図書(注6)の充実
- ・本を紹介する刊行物の発行、特集展示の充実

3. 計画期間中の重点施策

(ア) 図書館サービスの充実

- ・いずれの館においても、貸出、予約、レファレンスなどの基本的な図書館 サービスを着実に提供し、市民一人ひとりの課題に応え、必要とする資料 を届けます
- ・それぞれの館の施設、立地を生かし、本館は中核館として、西館は身近な 地域館としての役割を果たします
- ・開館時間、開館日の見直しについて、検討を進めます

(イ) 視覚障がい者等の読書環境の整備

- ・読書バリアフリー法に基づき、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に 関する計画を策定します
- ・大活字本やCDブック、DAISY図書(注7)など、視覚障がい者等の 利用しやすい資料を収集します
- ・対面朗読や宅配サービスなど、視覚障がい者等が図書館資料を利用できる 手段を整備、提供します
- ・音訳ボランティア等の支援や育成のための研修を実施します

4. 計画期間中の本館の重点施策

(ア) 施設の適正な管理

- ・施設の経年劣化に対し計画的に改修を行います
- ・幅広い年齢層の利用者が安心して利用できる施設となるよう、施設の運用 や設備について適宜見直しを行います

(イ) 中核機能の充実

- ・資料購入や蔵書構成の総合的な管理を行い、幅広い興味・関心に応えられ る蔵書を構築します
- ・レファレンスサービスのための資料を積極的に収集し、サービスを充実させるとともに、西館のレファレンスを支援します
- ・地域情報の拠点として、栗東市・滋賀県に関する資料や馬関係資料を積極的に収集し、提供します
- ・ボランティア活動支援の拠点として、多様なボランティアを育成する研修 を実施します
- ・図書館職員の資質や能力の向上を図るための職員研修を実施します
- ・本館、西館両館の企画調整等管理的機能を統括し、効果的・効率的な運営 を行います

5. 計画期間中の西館の重要施策

- (ア) 身近な地域館としてのサービスの充実
 - ・小説、実用書、児童書を中心とし、日常の課題に応えられる蔵書構成とし

ます

- ・雑誌タイトルを充実させ、閲覧コーナーを憩いの空間として整備します
- ・本館と連携しながら、貸出、返却のサービスポイントとしての機能を継続 します
- ・図書館関連のボランティア団体や読書会に活動の場を提供します

(イ) 子育て支援及び子ども読書活動の推進

- ・団体貸出用の資料を揃え、学校図書館と連携して学習支援を進めます
- ・乳幼児が利用しやすい環境を整備します
- ・子育て関連の資料の充実を図ります
- ・中高生が利用しやすい環境を整えます

6. 職員体制

図書館は、本及び図書館への専門的知識のある職員が運営することで、その機能を果たすことができます。特に、図書館の基本的機能であるカウンター業務(注 8) やレファレンスサービスは利用者が最も求める機能であり、これらの機能を果たすため、また、利用しやすい蔵書構成や選書を実現するためには、職員には図書館司書としての高い専門性が必要です。本市においては開館以来、司書資格を有する職員を配置して図書館サービスを提供しており、今後も、同体制の維持と、専門職としての能力向上のための研修の継続が必要です。

第4章 目標設定と評価

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に、図書館はサービス及び運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めることが定められています。

これを受け、第2次方針ではサービス及び運営において重視する項目を定め、 その達成度を評価するための目標値を、滋賀県内の人口一人当たりの年間貸出 冊数を基準として、次のとおり設定します。

目標項目	現在値	目標値
	(令和2年度)	(令和8年度)
図書館実利用率 (注9)	15. 51%	22%
年間貸出冊数	470, 872 冊	560, 000 ⊞
市民一人当たりの年間貸出冊数	6. 7 冊	8.0 冊
12歳以下市民一人当たりの	17.3 冊	23.5 冊
児童書年間貸出冊数		
15歳以下の貸出カード登録率	69.1%	72.0%
障がい者サービス利用人数	11 人	20 人
年間蔵書購入冊数	9, 954 冊	11,000 ⊞
司書有資格者の割合	100%	100%

文中の語句について

- (注1) 本館 栗東市小野に所在する栗東市立図書館
- (注2) 西館 栗東市綣に所在する栗東市立栗東西図書館
- (注3) 栗東市立図書館 本館と西館の両館を含んだ全体の図書館
- (注4) レファレンスサービス 調査、相談サービス
- (注 5) I C タグ 電波によって情報処理を行う記憶メモリ 利用者自身が貸出を行う装置の導入が可能になる
- (注6) ヤングアダルト図書 青少年向け図書
- (注7) DAISY図書 国際標準規格に基づくデジタル録音図書
- (注8) カウンター業務 貸出、利用方法案内、レファレンスに係わる業務
- (注9) 図書館実利用率 市民の中で、その1年間に1度でも図書館を利用した 人の割合